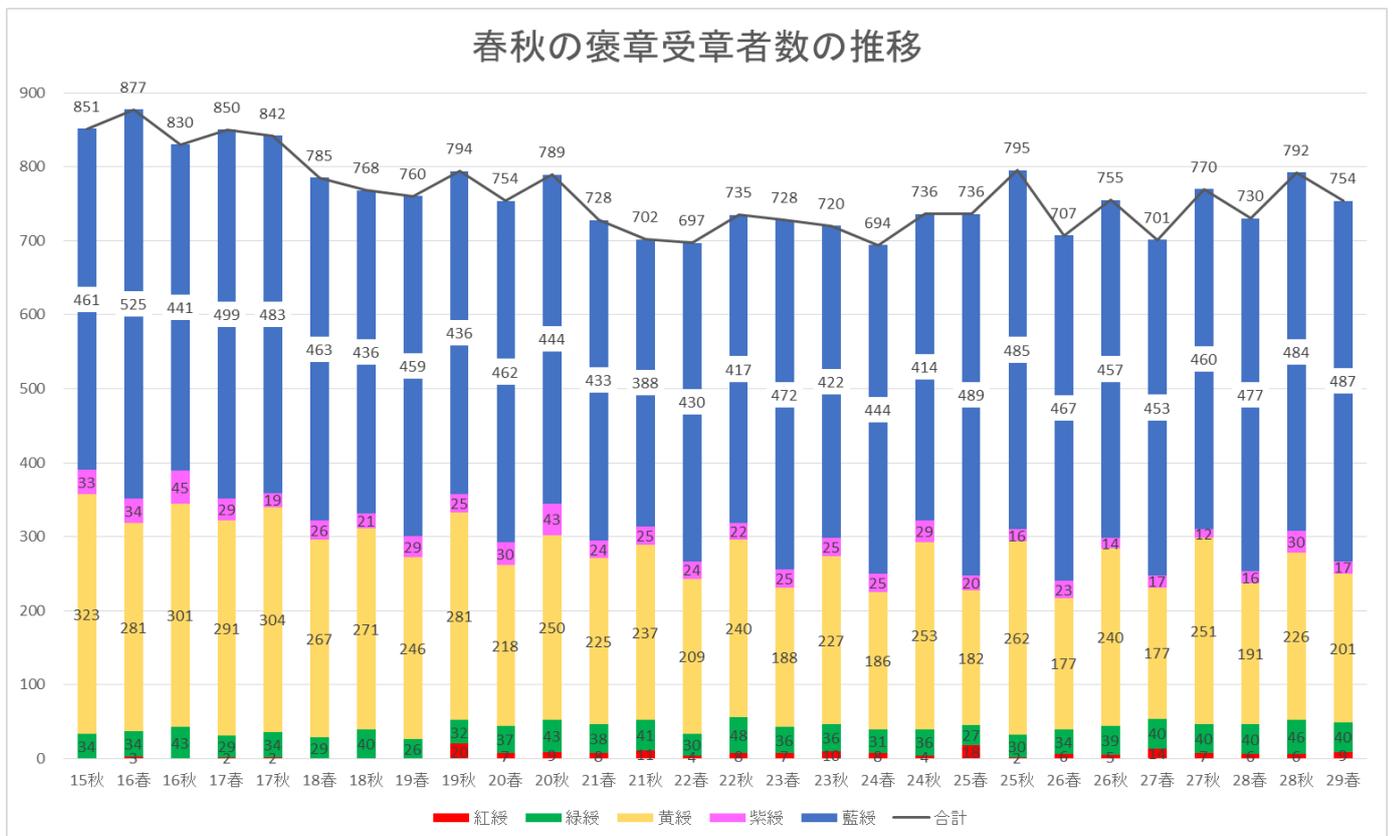


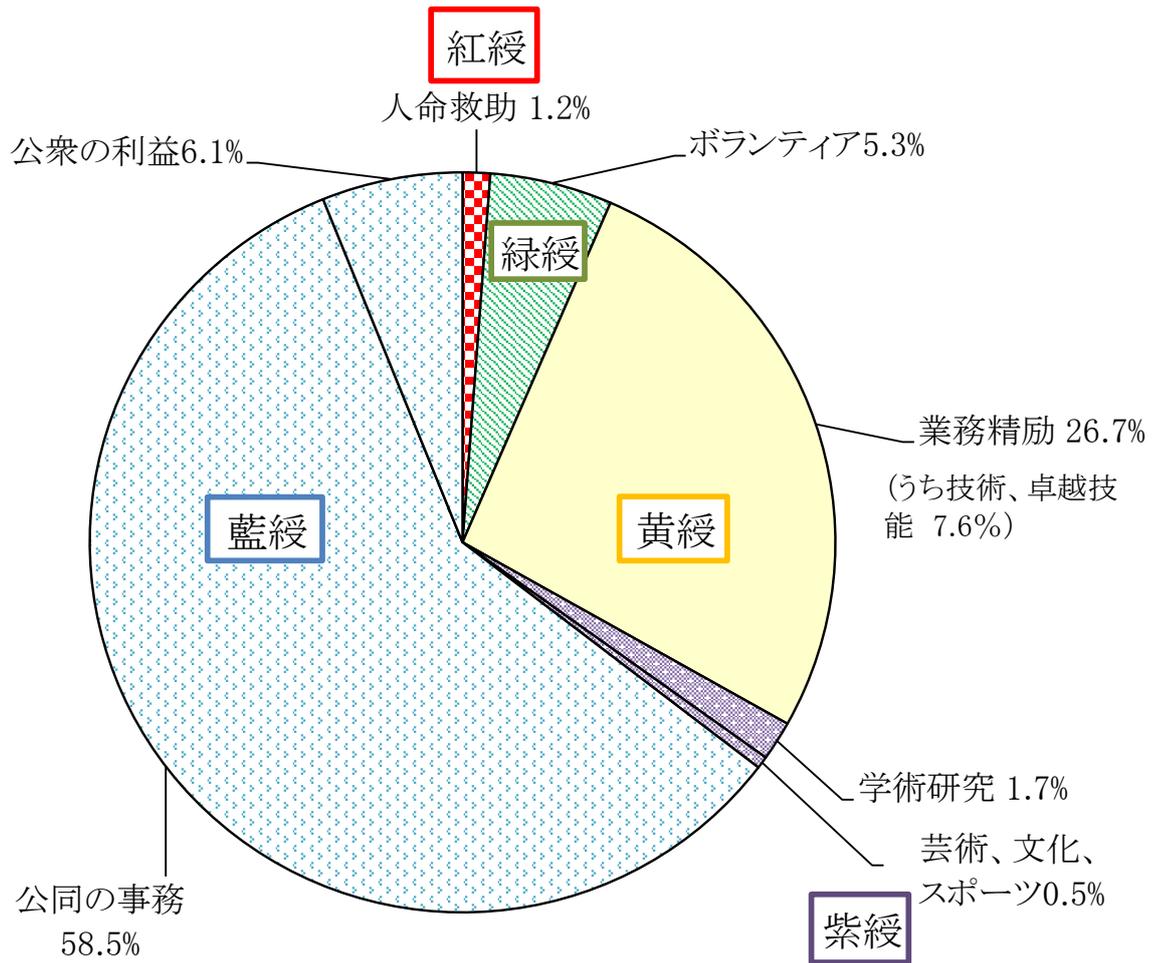
4. 褒章

(1) 平成29年春の褒章 受章者数

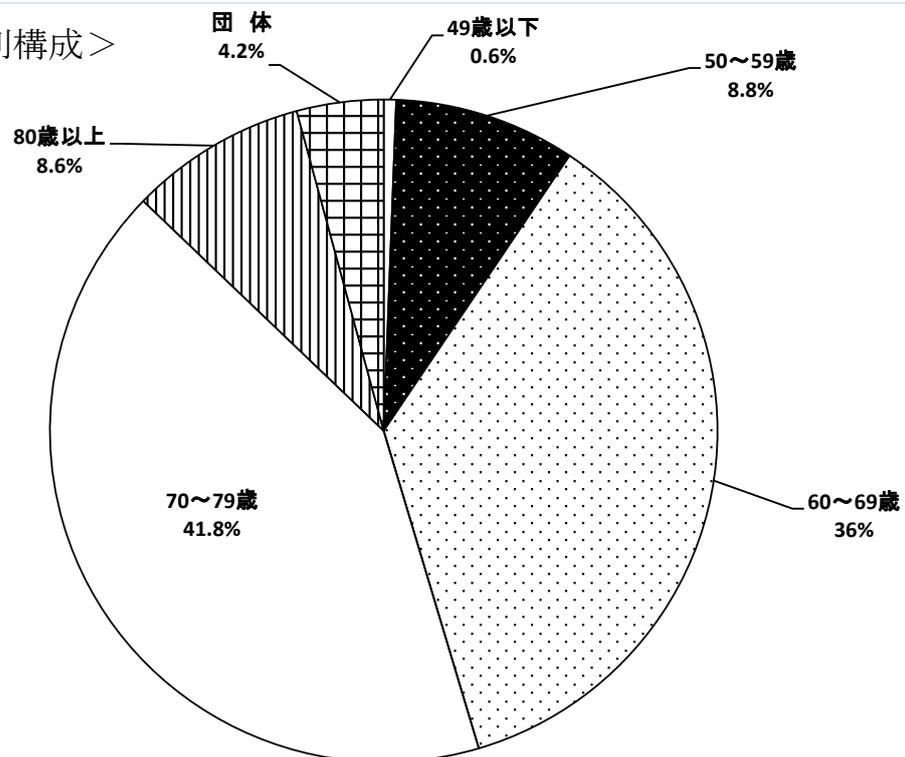
		受章者数	全体割合	28秋	全体割合
紅綬	人命救助	9	1.2%	6	0.8%
緑綬	ボランティア	40	5.3%	46	5.8%
黄綬	業務精励	201	26.7%	226	28.5%
	(うち技術、卓越技能)	57	7.6%	68	8.6%
紫綬	学術研究	13	1.7%	8	1.0%
	芸術、文化、スポーツ	4	0.5%	22	2.8%
藍綬	会社の事務（保護司、民生・児童委員、調停委員等）	441	58.5%	419	52.9%
	公衆の利益（会社経営、各種団体での活動等）	46	6.1%	65	8.2%
合 計		754	100%	792	100%



<分野別構成>



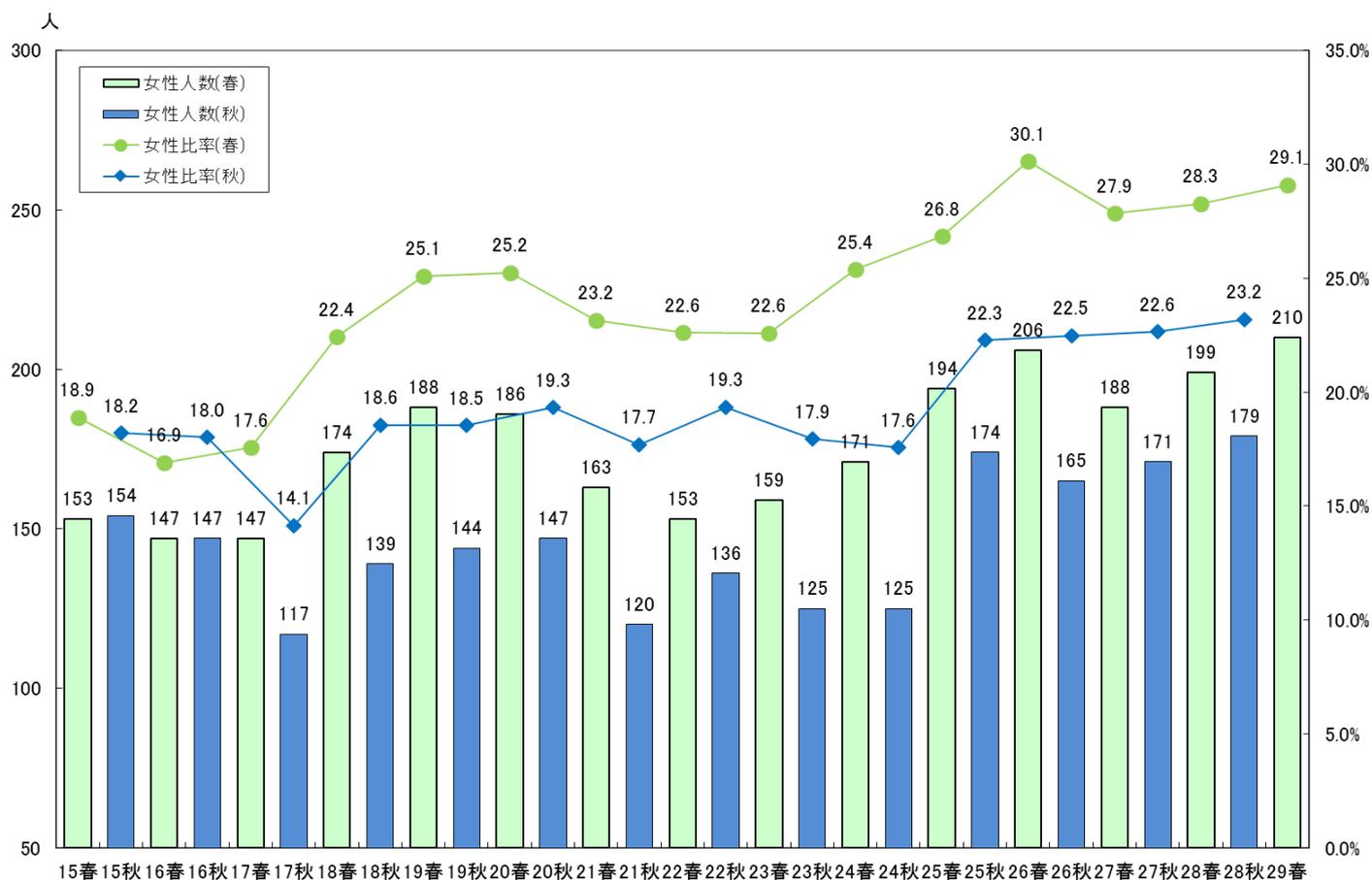
<年齢階層別構成>



(2) 女性

	27秋	28春	28秋	29春
全受章者数 (内団体数)	770 (15)	730 (26)	792 (20)	754 (32)
うち女性受章者数	171	199	179	210
女性比率(団体を除く)	22.6%	28.3%	23.2%	29.1%

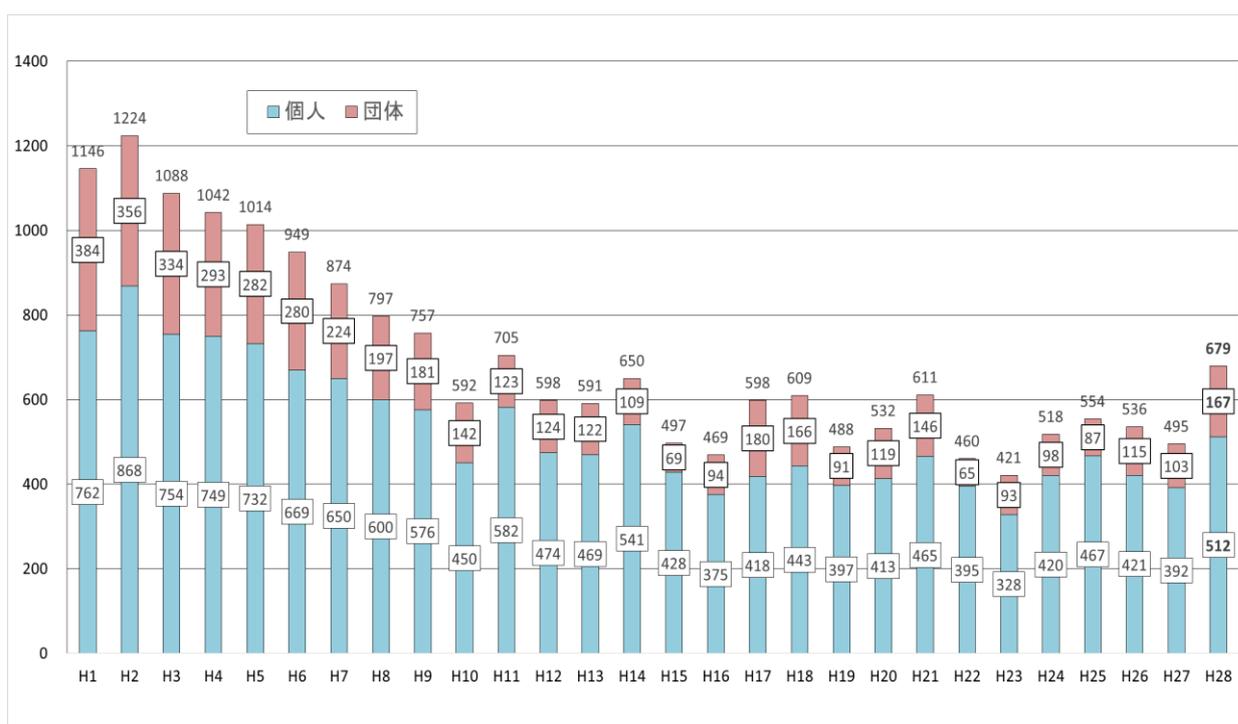
女性褒章受章者数の推移と比率



(3) 紺綬褒章（平成28年発令分）

<紺綬褒章について>

- ・公益のために私財を寄附した者（個人500万円以上、団体1,000万円以上）を対象とする紺綬褒章は、春秋褒章とは別に、毎月授与
- ・授与の対象となる寄附先は、①国、②地方公共団体又は③公益団体（公益を目的とし、法人格を有し、公益の増進に著しく寄与する事業を行う団体であって、府省の申請に基づき賞勲局が認定した団体）



[紺綬褒章授与の対象となった寄附先の内訳]

	平成27年	平成28年	(前年比)
国向け	0(0)	0(0)	±0(±0)
地方自治体向け	335(68)	433(104)	+98(36)
公益団体向け	160(28)	246(63)	+86(35)
うち国立大学	27(14)	34(6)	+7(-8)
うち公立大学	1(0)	3(0)	+2(0)
うち公益法人	6(2)	28(12)	+22(10)
うち独法	27(14)	41(21)	+14(7)
うち赤十字	86(8)	130(21)	+44(13)
計	495(96)	679(167)	+184(71)

※()は、うち団体への授与件数

【「栄典授与の中期重点方針（平成 28 年 9 月 16 日閣議了解）」抜粋】

3 栄典事務の見直し

(4) 一般推薦や紺綬褒章の周知・広報

内閣府は、各省各庁の長と連携しつつ、紺綬褒章の対象となる寄附先の公益団体の認定について、周知・広報を強化する。

〔公益団体数〕

賞勲局の認定する公益団体（紺綬褒章の対象となる寄附の客体）数は、平成 28 年 5 月以降、54 団体を追加認定。現在 144 団体。

平成 28 年 4 月末現在

合計 90

うち国立大学法人	42
公立大学法人	6
公益法人	24
独立行政法人	9
その他	9

平成 29 年 4 月末現在

合計 144

うち国立大学法人	76
公立大学法人	17
公益法人	31
独立行政法人	10
その他	10



【時代の変化に対応した栄典授与に関する提言（平成 28 年 5 月 26 日）（抄）】

いわゆる「ふるさと納税」は、地方税法上は「地方自治体への寄附金」であるが、手厚い税制優遇措置に加え、寄附者に対して、寄附を受けた地方自治体から返礼品（特産品）が送付される場合がある。

このため、紺綬褒章の取扱いについては、返礼品（特産品）によって寄附者が受ける経済的利益の大きさ等の個別の実情に応じて、授与するかどうか検討を行うこととすべきではないかと考えられる。

〔ふるさと納税との関係〕

平成 29 年度から、地方公共団体への寄附について、寄附者が当該寄附に対する返礼品（記念品の類を除く）を受領している場合には、紺綬褒章の対象としない取扱いとしている。